

# 監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び同法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人岐阜大学（以下「法人」という。）の平成26事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事、内部監査部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、会計監査人とも定期的な情報交換を行って、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本部、学部、附属病院及びその他の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が国立大学法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備・運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行いました。

## 2. 監査の結果

- (1) 法人の業務は、法令等に従い適正に実施されており、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) 法人の内部統制システムに関する業務方法書の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関して指摘すべき事項は認められません。
- (3) 法人の役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 財務諸表等は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- (5) 事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成27年6月23日

国立大学法人岐阜大学

監事 吉田 隆 春

監事 山田 英 脩